

H19.8.22:滋賀県政策調整部男女共同参画課

仕事と生活の調和がとれた暮らし改革

「滋賀県男女共同参画計画」の改定に当たっての
基本的考え方について（答申） - 概要 -

《滋賀県男女共同参画審議会》

【答 申】 平成19年(2007年)8月22日(水) 9時～9時15分

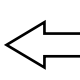
【場 所】 知事室

【出席者】 ・ 滋賀県知事 嘉田 由紀子

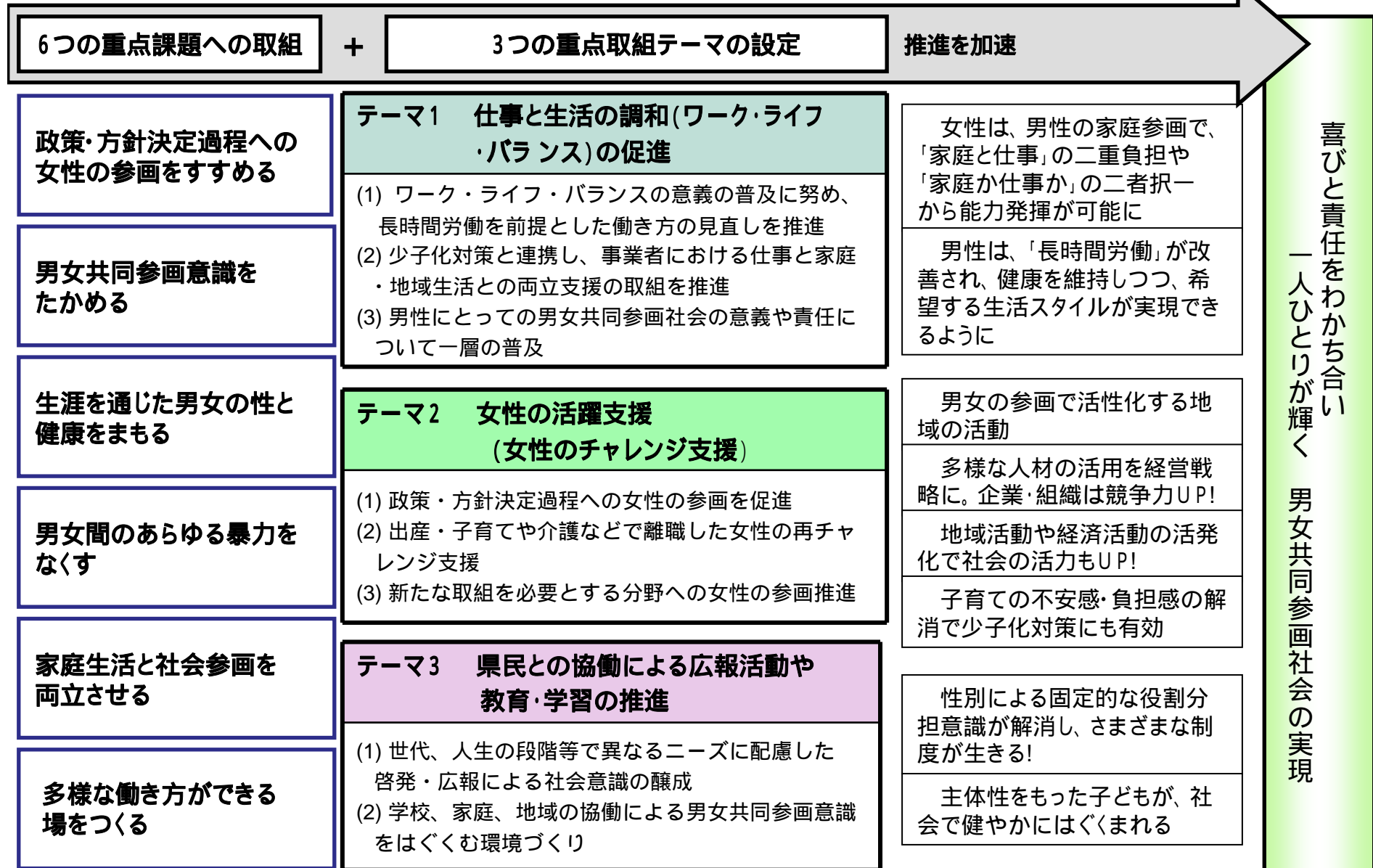
・ 滋賀県男女共同参画審議会

会長 渡辺 峻（立命館大学大学院教授）

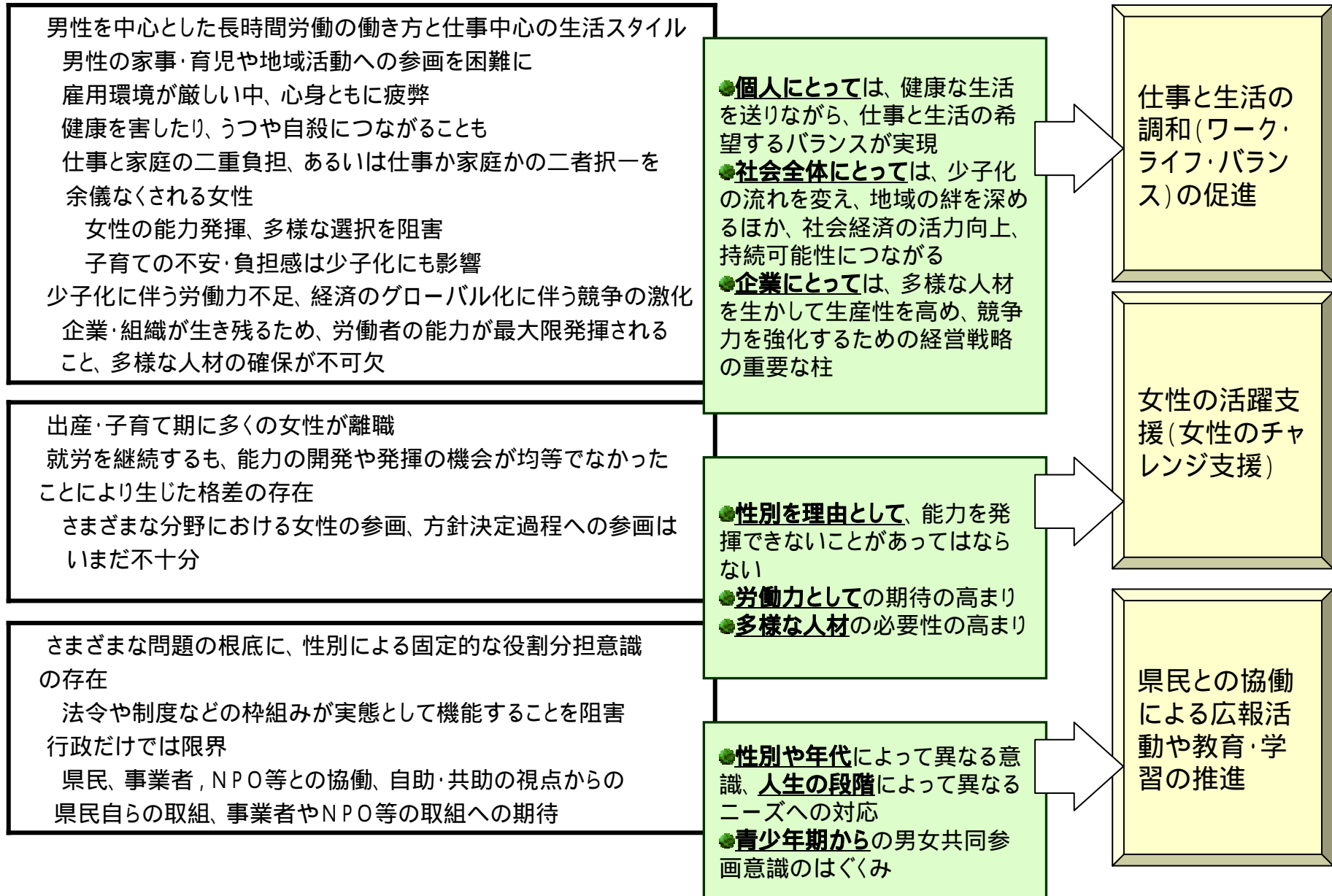
計画の基本的な考え方

計画の趣旨	社会経済情勢の変化に伴う新たな課題をはじめ、関係法令の改正や基本計画の策定など国の動きなどに対応するため、現行計画である「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」の取組を総括し、改定計画を策定
計画の期間	平成20年度(2008年度)～平成22年度(2010年度)
計画の目標	喜びと責任をわかち合い 一人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現
基本理念	滋賀県男女共同参画推進条例に掲げる6つの理念 (1) 男女の人権の尊重 (2) 性別による固定的な役割分担を前提とした社会制度や慣行の見直し (3) 団体の方針の立案や決定への共同参画 (4) 家庭生活と社会における活動との両立 (5) 性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮 (6) 国際的な取組との協調
計画の基本目標	(1) 男女が共に参画するための基盤づくり ・政策・方針決定過程への女性の参画 ・性別による固定的な役割分担意識の解消など県民意識の醸成 (2) 男女の人権が尊重される土壌づくり ・生涯を通じた男女の性と健康をまもる ・男女間のあらゆる暴力をなくす (3) 男女が共に多様な生き方ができる環境づくり ・家庭生活と社会参画の両立 ・多様な働き方ができる場づくり
施策体系	(1) 基本的枠組みは現計画を継承 (2) 新たに、重点取組テーマを設定し、戦略的な取組を展開  ポイント

仕事と生活の調和がとれた暮らし改革（答申概要）



重点取組テーマ設定の背景と必要性



重点取組テーマのポイント

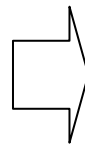
男女共同参画社会の早期実現を目指した新たな道筋づくり

少子化の進行など社会経済情勢の変化に対応する男女共同参画社会の早期実現を目指す新たな道筋として、3つの重点的取組テーマによる戦略的な展開を提言

テーマ1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

「働き方」を変える

だれもが、仕事と子育て、地域活動など人生の段階に応じてバランスよく暮らせる「働き方」の見直しが必要
「働き方」の問題にメスを入れなければ根本的な解決にならない。少子化対策としても必要



- (1) ワーク・ライフ・バランスの意義の普及に努め、長時間労働を前提とした働き方の見直しを推進
- (2) 少子化対策と連携し、事業者における仕事と家庭・地域生活との両立支援の取組を推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画社会の意義や責任について一層の普及

テーマ2 女性の活躍支援(女性のチャレンジ支援)

「女性の力」を活かす

女性の能力・意欲を活かすことは、企業の競争力を高め、経済・社会の活力につながる
女性が継続して働き、能力を発揮でき、離職しても再チャレンジが可能な労働環境や子育て支援、女性のエンパワメントなど社会的環境づくりが必要不可欠



- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進
- (2) 出産・子育てや介護などで離職した女性の再チャレンジ支援
- (3) 新たな取組を必要とする分野への女性の参画推進

テーマ3 県民との協働による広報活動や教育・学習の推進

「意識」を変える

制度やしきみが機能するために、性別による差別的取扱を解消すること、県民の理解を深めることが必要



- (1) 世代、人生の段階等で異なるニーズに配慮した啓発・広報による社会意識の醸成
- (2) 学校、家庭、地域の協働による男女共同参画意識をはぐくむ環境づくり

参考データ

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

- 男性の家事・育児・介護等の従事時間(滋賀県) (「社会生活基本調査(平成13年)」総務省統計局)
1日あたり21分(女性は3時間15分)
- 男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要がある 同感する(どちらかといえば同感する含む。) 89.0% (「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(平成18年度)」滋賀県)
- 男性の1週間の平均就業時間(滋賀県) (「国勢調査(平成17年)」総務省統計局)
30歳代から40歳代前半の半数以上が週49時間以上働いている
そのうち約半数が週60時間以上働いている

女性の活躍支援(女性のチャレンジ支援)

- 第1子出生1年半後の女性の就業状況(全国) (「出産前後の就業変化に関する統計(人口動態特殊報告)(平成15年度)」厚生労働省)
約7割(74.1%)が出産前後に離職
- 30歳代前半の女性の労働力率(滋賀県) (「国勢調査(平成17年)」総務省統計局)
59.6%(全国43位)
- さまざまな場における女性の参画状況(滋賀県) (「国勢調査(平成12年)」総務省統計局)
 - 管理的職業に占める女性の割合 8.7%(全国46位) (平成19年度滋賀県調べ)
 - 女性が代表または副代表である自治会の割合 8.8% (平成19年度滋賀県調べ)
 - 県管理職に占める女性の割合 5.5% (平成19年度滋賀県調べ)
 - 県審議会等委員に占める女性の割合 31.3% (平成18年度末滋賀県調べ)

県民との協働による広報活動や教育・学習の推進

- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合 (「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(平成18年度)」滋賀県)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない(どちらかといえば同感しない含む。) 46.8%
- 男性が優遇(どちらかといえば男性が優遇含む。)と考える割合 (「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(平成18年度)」滋賀県)
 - 社会全体でみて 77.4%
 - 社会通念・慣習・しきたりなど 77.4%